

受託人件費単価規程

東武トップツアーズ株式会社
規程制定日：令和2年9月1日
規程改訂日：令和6年10月1日

1. 目的

この規程は、東武トップツアーズ株式会社が外部から受託した、又は、請け負う業務における役務提供時の人件費の積算、支出に関して、適用する人件費単価を職務区分に応じて定めるものである。

2. 受託人件費単価基準表（税抜）

（1）一般業務

職務区分	基準日額*1	基準 時間単価	割増対象 賃金比	適用要件
事業統括者	75,800 円	9,475 円	55%	担当業務又は類似業務の経験があり、事業戦略策定、予算管理、人事マネジメント能力、プロジェクトマネジメント能力を有し、管理者以下担当者の管理・監督を行う。担当事業の意思決定と予算、事業進捗の責任を負う。組織全体のマネジメントができる能力を有する。
管理者 A	64,800 円	8,100 円	55%	類似業務の経験があり、担当業務部門内での意思決定、事業推進を主体的に行う。担当部門における予算管理と進捗責任を負い、部門内メンバーに対する管理・監督を行う能力を有する。
管理者 B	56,700 円	8,100 円	55%	類似業務の経験があり、担当業務部門内での意思決定、事業推進を主体的に行う。担当部門における予算管理と進捗責任を負い、部門内メンバーに対する管理・監督を行う能力を有する。
リーダー	57,000 円	7,125 円	55%	担当業務又は類似業務の経験があり、担当業務部門内において管理者を補佐し、メンバーを取りまとめて実務を遂行する能力を有する。
実務担当者 A	47,200 円	5,900 円	55%	担当業務又は類似業務の経験があり、管理者・リーダーの指示の下、実務を行うことができる。担当業務での有用な知識を持ち合わせている。
実務担当者 B	38,400 円	4,800 円	55%	管理者・リーダーの指示の下実務を行うことができる。担当業務での有用な知識を持ち合わせている。
実務担当者 C	33,600 円	4,200 円	55%	管理者・リーダーから割り当てられた実務を担うことができる。

*1：1日当たりの所定労働時間は8時間とする。但し、管理者Bにおいては7時間とする。

(2) 特定の技能を要する業務

職務区分	基準日額*1	基準時間単価	割増対象賃金比	適用要件
技術管理者 A	80,000 円	10,000 円	55%	システム開発、運用に関するプロジェクトマネジメント、概念設計、分析、予算管理を行える能力を有し、技術実務者の管理・監督、並びに、指揮、指導を行う。業務全般に精通するとともに、担当分野における意思決定と進捗管理、予算執行の責任を負い、部門内における組織マネジメント能力を有する。
技術管理者 B	73,500 円	10,000 円	55%	システム開発、運用に関するプロジェクトマネジメント、概念設計、分析、予算管理を行える能力を有し、技術実務者の管理・監督、並びに、指揮、指導を行う。業務全般に精通するとともに、担当分野における意思決定と進捗管理、予算執行の責任を負い、部門内における組織マネジメント能力を有する。
技術実務者	68,000 円	8,500 円	55%	システム詳細設計・ソフトウェア開発業務に関して、専門的な知識を有しており、技術管理者の指揮、指導の下、中核としてシステム関連業務の遂行にあたる。
技術補助者	40,000 円	5,000 円	55%	システム詳細設計・ソフトウェア開発業務に関して、技術管理者の指揮、指導の下、システム関連業務の円滑な遂行のため作業に従事する。

*1：1日当たりの所定労働時間は8時間とする。但し、管理者 B においては7時間とする。

3. 受託人件費単価の設定基準

各単価の構成は下記①を含むものとし、その時間単価は年間理論総労働時間をもとにして除したものとする。併せて、国土交通省の提示する令和6年度設計業務委託等技術者単価を基準値として設定する。

また、1日当たりの所定労働時間は、管理者 B、技術管理者 B を除き、8時間とし、管理者 B、技術管理者 B は7時間とする。

① 受託人件費単価に含まれるもの

- ・人件費（給与、賞与、諸手当等標準賃金相当額）
- ・人件費（法定福利費、退職給付引当金繰入額等、事業主負担相当額）
- ・企業経営に必要な経費

② 受託人件費単価に含まれないもの

- ・時間外、休日及び深夜労働についての割増賃金
- ・各業務における通常の作業要件や作業内容を超えた労働に対する対価

4. その他

- ・ 受託事業等の契約においては、本規程に基づき、業務遂行者の人件費を積算するものであるが、発注者側の事情等により本規程額を適用できない場合や、他に定める事項が生じた場合は、発注者と当社との間で協議を行うこととする。
- ・ 本規程は当社における経営会議体の決議により改廃されるものとする。

5. 附則

- ・ 本規程は、令和2年8月1日施行の当社旧規程を改訂したものであり、令和6年10月1日より施行する。